

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項の規定により、以下のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 1 日時点の障害者任免状況は、以下のとおりです。

障害種類・程度の人数については、人数が一桁の障害もあり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（※ 1）	障害のある職員の数（※ 2）	実雇用率（※ 3）	法定雇用率（参考）
517.5 人	7 人	1.35%	2.6%

※ 1 週の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満勤務の職員は 1 人の雇用をもって 0.5 人のカウント、週の所定労働時間 20 時間未満勤務の職員は算定対象外とした職員総数から除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

※ 2 身体障害者、知的障害者、及び精神障害者の計であり、重度身体障害者は 1 人の雇用をもって 2 人カウントとしている。また、短時間勤務の障害者のある職員は 1 人の雇用をもって 0.5 人カウントとしている

※ 3 実雇用率

$$= \text{障害のある職員の数} / \text{法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数} \times 100$$